

JAL ビジネスキャリアサポート_利用規約

本利用規約は、日本航空株式会社（以下「乙」という。）が実施する研修プログラム（以下「本業務」という。）の利用に適用される。顧客（以下「甲」という。）は、下記の事項に同意し、本サービスを利用するものとする。

第1条（委託業務）

甲は乙に対し、本業務の企画・実施を委託し、乙はこれを受託する。

2. 本業務の会場は、甲指定の会議室とする。

第2条（業務委託料金）

甲は本業務に係る業務委託料を乙に支払うものとする。業務委託料は、当社が別途発行する見積書に定めるとおりとする。

2. 乙は、前項の業務委託料を本業務実施後に甲に請求する。原則、甲は請求された日から30日以内までに乙指定の銀行口座に振り込む。なお、振込手数料は甲の負担とする。

3. 前項の履行が不可の場合、支払日は甲乙協議の上、定めるものとする。

第3条（費用負担）

本業務の期間中に使用する会場および使用する機材の準備に必要な費用は、甲の負担とする。

第4条（利用契約のキャンセル）

甲が本業務を申し込み後にキャンセルする場合、乙は、甲より以下のキャンセル料を申し受けることとする。キャンセルの受付時間は、乙の営業日（土曜日、日曜日、祝日、および乙が定める年末年始の休日を除いた日）の9：00から18：00とする。

- (1) 本業務実施予定日の10営業日前まで…なし
- (2) 本業務実施予定日の9～2営業日前まで…研修料金の50%
- (3) 本業務実施予定日の前営業日・当日…研修料金の100%

2. 甲による本業務への講師派遣のキャンセルに関しては、前項のキャンセル料に加え、交通費、宿泊費、その他発生するすべての実費相当額を申し受けることとする。

第5条（利用契約の変更）

甲が本業務を申し込み後に人数を変更する場合、乙は、甲より以下の変更料を申し受けることとする。変更の受付時間は、乙の営業日（土曜日、日曜日、祝日、および乙が定める年末年始の休日を除いた日）の9：00から18：00とする。

- (1) 本業務実施予定日の10営業日前まで…なし
- (2) 本業務実施予定日の9～2営業日前まで…変更人数分の研修料金の50%
- (3) 本業務実施予定日の前営業日・当日…変更人数分の研修料金の100%

第6条（秘密保持）

甲及び乙は本業務の履行過程において相手方より受領する機密情報に関して、甲及び乙での業務上の目的のみに使用し、一切の目的外使用ならびに第三者への漏洩をしてはならないものとする。

本契約に基づく秘密保持期間は、その情報を開示した日から1年間とする。

第7条（個人情報の保護）

甲及び乙は、個人情報保護に関する法律を遵守しなければならない。

2. 甲及び乙は、委託業務の実施にあたり、相手方に預託する個人情報を管理、保護しなければならない。

3. 甲及び乙は、委託業務の実施期間中はもとより終了後においても、個人情報の秘密を保持し、相手方の書面による承諾がある場合を除き、個人情報を第三者に開示、提供、漏えいしてはならない。

4. 甲及び乙は、対象となる本業務実施目的以外のいかなる目的のために、個人情報を使用してはならない。

第8条（講座の内容等の著作権）

本業務の実施にあたり、内容（遠隔配信する場合は、配信する映像を含む）及び乙が使用した資料等の著作物に関する著作権は第三者に帰属する部分を除き、乙に帰属するものとする。なお、講師の肖像権は、乙の被用者である講師本人に帰属する。また、甲は内容及び使用教材の全部又は一部について、乙の事前承諾なくして録画、録音、写真撮影による転用その他の利用行為をしてはならないものとする。

2. 甲は、前項に定める資料等を利用する場合は、乙の許諾を得るものとする。

第9条（利用期間）

本契約による利用期間は、本業務実施後に乙が請求書発行するまでの期間とする。

2. 前項の期間を変更する場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

第10条（利用契約の解除）

甲または乙は、相手方が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本利用契約の全部または一部を解除することができる。

- 1 契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにも関わらず、相手方がその違反を是正しないとき
- 2 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
- 3 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
- 4 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続きがあったとき
- 5 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき

- 6 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲渡し、またはしようとしたとき
- 7 その他前各号に類する事情が存するとき
- 8 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない

第11条（不可抗力）

甲および乙は、天災地変、戦争、暴動、重大な疾病、ストライキまたはその他不可抗力による本契約の全部または一部の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わない。

第12条（賠償責任）

甲および乙は、本業務の履行において、又はその履行に際し、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、それによって相手方が被った損害を賠償しなければならない。

2. 前項に基づく損害賠償の額は、本契約に基づく業務委託費の総額を上限とする。ただし、故意または重大な過失による損害についてはこの限りではないものとする。

第13条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、相手方が次のいずれかに該当すると合理的に判断した場合は、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせずに直ちに、契約の全部または一部を解除することができる。また、これにより損害が生じた場合は、相手方が賠償するものとする。

次に掲げる反社会的勢力のいずれかに該当する場合

- 1 暴力団
- 2 暴力団員
- 3 暴力団準構成員
- 4 暴力団関係企業
- 5 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ等
- 6 その他前記1ないし5に準ずるもの

2. 前項に掲げる反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と言う。）と次のいずれかに該当する関係を有する場合

- 1 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- 2 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- 3 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
- 4 その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3. 自らまたは第三者を利用して次のいずれかの行為を行った場合

- 1 暴力的な要求行為
- 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 3 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 4 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
- 5 その他前記1ないし4に準ずる行為

第14条（合意管轄）

本利用規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（その他）

本利用契約に定めのない事項が生じた場合、またはこの契約条件の各項目の解釈につき疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

2024年1月6日 制定

日本航空株式会社
ソリューション営業本部
ソリューション営業推進部